

特定非営利活動法人 京都未来音楽研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 京都未来音楽研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、音楽を通じた交流と創造の場を広げ、音楽を通じたコミュニケーション体験及び心の豊かさを育むしくみを社会に根づかせることにより、世代を超えて音楽の価値を共有し、創造性や感性、表現力を次世代へ持続的に受け継ぐ社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① インターネット配信による即興演奏の普及事業
- ② 配信にかかるコンテンツ制作事業
- ③ 即興演奏ワークショップ事業
- ④ 即興演奏に係る講師紹介事業
- ⑤ 音楽活動促進に係る交流会・イベント事業
- ⑥ 国又は地方公共団体等と連携し、又は委託を受けて音楽事業を実施する事業
- ⑦ 音楽に関する調査研究及び仕組みづくりに関する事業
- ⑧ 音楽分野における人材の育成及び支援に関する事業
- ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 音楽及び本法人の活動に関連する物品の販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、会の運営に参画するために入会した個人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) オンライン会員 この法人の目的に賛同して入会したオンライン上だけの会員
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 会員の除名

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 事務局の組織及び運営

(12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合においては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、か

つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岡本 博文
副理事長	今井 浩幸
理事	柳 貴浩
理事	齊藤 尚男
理事	今井 紀夫
理事	木村 直子
理事	安東 信吾
理事	上野 光歩
理事	服部 真和
監事	楠 晃一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員入会金	15,000円
正会員会費	月額 2,000円
(2)準会員入会金	0円
準会員会費	月額 3,000円
(3)オンライン会員入会金	0円
オンライン会員会費	月額 500円
(4)賛助会員入会金	0円
賛助会員会費	一口 10,000円 (一口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人 京都未来音楽研究所

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	岡本博文		無
副理事長	今井浩幸		無
理事	柳貴浩		無
理事	齊藤尚男		無
理事	今井紀夫		無
理事	木村直子		無
理事	安東信吾		無
理事	上野光歩		無
理事	服部真和		無
監事	楠晃一		無

(備考)

- 1 「氏名」, 「住所又は居所」, 「報酬の有無」は, 全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」, 「住所又は居所」の欄には, 京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名, 住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には, 定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」, 報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は, 3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

設立趣旨書

1 趣旨

現代の日本社会では、音楽文化が一部の才能や商業的成功に依存し、人の心の豊かさを育むという役割や次世代に持続的に受け継がれる仕組みが脆弱になっています。

また、長年にわたって音楽教育や演奏活動を支えてきた世代が高齢化する一方で、若い世代に音を使ったコミュニケーションや音を通じた自己理解、体系的な知識や技術を伝える場が不足し、音楽を通じて社会とつながる機会も減少しています。

行政主導の音楽イベントや文化事業も各地で行われていますが、実際の現場運営ではスケジュール管理や人材も不十分であり、もとより本質的な音を使ったコミュニケーションやアドリブなどの即興体験よりも単発的な催事に終始する傾向があります。

生成 AI などが発展し、玉石混交の情報や創作物が氾濫する時代だからこそ、音楽が“言葉では表現できないものを表現する”機能をもつことに立ち返り、音楽を通じたコミュニケーション体験や心の豊かさを育むしくみを社会に根づかせるための新しいモデルが必要とされています。

私たちは、こうした課題に対し、音楽を通じた「創造性や感性、表現力を育てるプログラム」を広めるという理念を掲げ、京都を拠点に活動を進めてきました。自律神経を整える 528Hz 音楽の確立や教育イベント「アドリブ味見の会」の開催など、誰もが音楽を通じた交流や創造に触れ、アーティストや演奏家、講師、修練者、初学者などが直接つながることのできる新しい場をつくっています。

これらは単なるアンサンブルやセッションではなく、体験を通して、音楽の基礎や技能を学び、創造性や感性、表現力を育てる仕組みです。

こうした取り組みを通じて、音楽を「聴く・演奏する・伝える」という三方の関係が共に循環する、新たなシステムとして発展・拡大させていきます。

また、教育制度の普及やイベント・ワークショップの実施、アーティスト・演奏家支援、デジタル配信を通じてノウハウを社会に還元し、行政からの業務委託や文化施設の企画運営など、行政や企業、教育機関と協働して公共性の高い活動も担っていきます。

このような活動をより広く、堅実に実施するためにも、NPO 法人格を取得し、社会的信用を高め、広く市民・企業・教育機関との連携を促進します。あわせて Google 等の企業が提供する NPO 向け制度も積極的に活用し、京都発の音楽文化を全国・世界へと発信していきます。

私たちが理想とするのは、個人の才能や立場に依存せず、世代を超えて音楽の価値を共有できる社会です。「人と人、地域と世界をつなぐ音楽共創プラットフォーム」を京都から生み出し、次世代へと受け継いでいくことを使命として、法人化後は、教育・演奏活動・企画・運営・発信を行政や市民と協働しながら、音楽を通じて人と社会をつなぐ未来の創造を実現していきます。

2 申請に至るまでの経過

本法人の設立に先立ち、発起人および関係メンバーは、音楽創作、教育普及、アーティスト交流等の分野において継続的に活動を行ってきました。

器楽を中心とした即興演奏ワークショップやセッションをこれまでに20回以上実施し、各回20名程度、延べ400名以上が参加するなど、幅広い層に対して音楽による表現機会を提供してきました。

また、「アドリブ味見の会」における岡本メソッドを活用した講座を150回以上開催し、延べ1200名以上の受講実績を有しています。初心者でも参加可能な音楽教育プログラムとして継続的に実施してきました。

さらに、528Hz音楽や音響表現に関する制作・発表を4回以上実施し、延べ400名以上が参加するなど、音楽の新たな活用に関する実践的な取り組みを行ってきました。

加えて、アーティスト交流や共同制作の機会を設け、6500名以上の関係者が参加するなど、継続的なネットワーク形成を進めてきました。

これらの活動は継続的に実施されており、音楽創作、教育普及および文化振興の分野において一定の実績を有しています。

令和8年4月 20 日

特定非営利活動法人 京都未来音楽研究所
設立代表者

岡本 博文

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人京都未来音楽研究所

1 事業実施の方針

設立初年度は、法人として組織基盤を確立するため、コミュニティ形成・事業の基盤づくりと情報発信に重点を置く。

この活動により、当法人の活動・存在の認知度を上げ、あわせてコミュニティの拡大を実現させ、当法人の目的に賛同する準会員やオンライン会員の獲得を目指し、その結果、音楽を通じた交流と創造の場を広げ、音楽を通じたコミュニケーション体験及び心の豊かさを育むしくみを社会に根づかせる礎となると考える。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①インターネット配信による即興演奏の普及事業	インターネット等を活用し、即興演奏その他音楽に関する知識や技能の習得させるためその技術を普及・啓発し、オンライン会員の獲得を目指す	(A)月4回 (B)オンライン (C)2人	(D)音楽に興味がある学生や社会人 (E)不特定多数	
②配信にかかるコンテンツ制作事業	インターネット配信のための動画、音声その他のコンテンツを制作したり、社員外の演奏家の制作を依頼・監修する	(A)月4回 (B)制作者の自宅 (C)3人	(D)音楽に興味がある学生や社会人 (E)不特定多数	
③即興演奏ワークショップ事業	楽譜が読めなくても参加できる即興演奏ワークショップ「アドリブ味見の会」をはじめ、関連の講演や研修などを開催	(A)月4回 (B)京都市内各所、大阪府内各所 (C)2人	(D)音楽に興味がある学生や社会人 (E)不特定多数	
④即興に係る講師紹介事業	当法人に参画する会員を必要とする機関に各会員を紹介する	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑤音楽活動に係る交流会・イベント	交流会やイベント等を通じて、音楽活動への参加を促進	(A)年1回 (B)京都市内 or 大阪府	(D)音楽に興味がある学生や社	

事業		(C) 5人	会人 (E)不特定多数	
⑥国又は地方公共団体等と連携し、又は委託を受けて音楽事業を実施する事業	京都市や亀岡市などを想定した共同事業の実施提案や、公共委託事業などの模索	・本事業年度は、実施予定なし	—	—
⑦音楽に関する調査研究及び仕組みづくりに関する事業	当法人に参画する会員間の相互コミュニケーションが実施できるプラットフォーム運営と即興演奏や音楽に関する調査研究	(A)常時 (B)京都市内各所 (C) 2人	(D)当法人会員及び音楽に興味のある者 (E)不特定多数	
⑧音楽分野における人材の育成及び支援に関する事業	教育機関と連携した活動と日本人のユニバーサルなリズム感を目指した講座の実施	(A)年 12～16回 (B)京都市内他関西圏 (C) 3人	(D)音楽に興味がある学生や社会人 (E)不特定多数	
⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①音楽及び本法人の活動に関連する物品の販売事業	音楽に関連する物品の販売事業	・本事業年度は、実施予定なし。	—

令和9年度の事業計画書

令和9年1月1日から 令和9年12月31日まで

特定非営利活動法人京都未来音楽研究所

1 事業実施の方針

2年目も、前年度に引き続き法人として組織基盤を確立するため、コミュニティ形成・事業の基盤づくりと情報発信に重点を置くが、大きなコンサート企画を1件実施し、行政との共同事業の具体化に向けても積極的に活動する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①インターネット配信による即興演奏の普及事業	インターネット等を活用し、即興演奏その他音楽に関する知識や技能の習得させるためその技術を普及・啓発し、オンライン会員の獲得を目指す	(A)月4回 (B)オンライン (C)2人	(D)音楽に興味がある学生や社会人 (E)不特定多数	
②配信にかかるコンテンツ制作事業	インターネット配信のための動画、音声その他のコンテンツを制作したり、社員外の演奏家の制作を依頼・監修する	(A)月4回 (B)制作者の自宅 (C)3人	(D)音楽に興味がある学生や社会人 (E)不特定多数	
③即興演奏ワークショップ事業	楽譜が読めなくても参加できる即興演奏ワークショップ「アドリブ味見の会」をはじめ、関連の講演や研修などを開催	(A)月4回 (B)京都市内各所、大阪府内各所 (C)2人	(D)音楽に興味がある学生や社会人 (E)不特定多数	
④即興に係る講師紹介事業	当法人に参画する会員を必要とする機関に各会員を紹介する	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑤音楽活動に係る交流会・イベント事業	交流会やイベント等を通じて、音楽活動への参加を促進	(A)年1回 (B)京都市内 or 大阪府 (C)5人	(D)音楽に興味がある学生や社会人 (E)不特定多数	

⑥国又は地方公共団体等と連携し、又は委託を受けて音楽事業を実施する事業	京都市や亀岡市などを想定した共同事業の実施提案や、公共委託事業などの模索	(A)年1回 (B)京都府内 (C)10人	(D)音楽に興味がある学生や社会人 (E)不特定多数	—
⑦音楽に関する調査研究及び仕組みづくりに関する事業	当法人に参画する会員間の相互コミュニケーションが実施できるプラットフォーム運営と即興演奏や音楽に関する調査研究	(A)常時 (B)京都市内各所 (C)2人	(D)当法人会員及び音楽に興味のある者 (E)不特定多数	
⑧音楽分野における人材の育成及び支援に関する事業	教育機関と連携した活動と日本人のユニバーサルなリズム感を目指した講座の実施	(A)年12～16回 (B)京都市内他関西圏 (C)3人	(D)音楽に興味がある学生や社会人 (E)不特定多数	
⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①音楽及び本法人の活動に関連する物品の販売事業	音楽に関連する物品の販売事業	・本事業年度は、実施予定なし。	—

初年度活動予算書

特定非営利活動法人 京都未来音楽研究所
 成立の日から令和8年12月31日まで (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員入会金	150000	
正会員受取会費	20000	
準会員受取会費	360000	
オンライン受取会費	90000	
賛助会員受取会費	0	
		620000
2 受取寄附金		
受取寄附金	1000000	
		1000000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
		0
4 事業収益		
事業収益	1536000	
		1536000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		3166000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
講師料	1125200	
業務委託費	528000	
会場費	490800	
会議費	0	
旅費交通費	12000	
交際費	0	
広告宣伝費	422000	
消耗品費	36000	
その他経費計	2614000	
事業費計		2614000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
通信費	163620	
旅費交通費		
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	163620	
管理費計		163620
経常費用計		2777620
当期経常増減額		378380
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		378380
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		378380

その他の事業は実施予定なし

令和9年度活動予算書

特定非営利活動法人 京都未来音楽研究所

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員入会金	28000	
正会員受取会費	210000	
準会員受取会費	1800000	
オンライン会員受取会費	300000	
賛助会員受取会費	100000	
		2438000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	12000000	
		12000000
4 事業収益		
事業収益	1536000	
		1536000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		15974000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
講師料	1425200	
業務委託費	1200000	
会場費	790800	
会議費	0	
旅費交通費	300000	
交際費	0	
広告宣伝費	12000000	
消耗品費	36000	
その他経費計	16752000	
事業費計		16752000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
通信費	163620	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	163620	
管理費計		163620
経常費用計		15916620
当期経常増減額		58380
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期正味財産増加額		58380
前期繰越剰余財産額		378380
期末正味財産合計額		436760

その他の事業は実施予定なし